

旭川空港業務就業継続奨励金支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、旭川空港の航空路線の安定的な運航と、新たな航空路線の開設に向けて、保安検査業務又は地上支援業務の人材確保による受入体制整備を図るため、当該業務に就く者に対して、就職及び勤務継続意欲を増進するための奨励金を支給することについて、必要な事項を定める。

(奨励金の支給要件等)

第2条 この要綱による奨励金は、旭川空港で保安検査業務又は地上支援業務（旅客ハンドリング又はランプハンドリング）を行う事業者に、令和6年9月30日までの間に就職するとともに勤務を開始し、12月を超えて当該勤務を継続する意思がある者に支給する。

(奨励金の支給金額)

第3条 前条の奨励金の支給金額は10万円とする。

2 日本国内の空港で前条の業務に3年間以上従事した経験がある場合には、前項の支給金額に5万円を加算する。

(奨励金の支給申請)

第4条 奨励金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、勤務開始日から起算して2月を超えない日までに、奨励金支給申請書（様式第1号）を委員長に提出しなければならない。

(奨励金の支給決定)

第5条 委員長は、前条の申請書を受理したときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて聞き取り調査等を行い、予算の範囲内において奨励金の支給の可否を決定し、奨励金支給決定通知書（様式第2号）により申請者に通知する。

2 委員長は、奨励金を支給しないことを決定したときも、その旨を申請者に通知する。

(申請の取下げ)

第6条 前条の規定により奨励金の支給決定を受けた者（以下「支給対象者」という。）は、当該通知に係る決定内容に不服があるときは、当該通知を受理した日から10日以内に、奨励金の支給の申請を取り下げることができる。

2 前項の取下げがあったときは、取り下げた申請に係る奨励金の支給の決定は、なかったものとみなす。

(事情変更による支給決定の取消し等)

第7条 支給対象者は、支給決定を受けた後に、第2条に規定する支給要件を満たさなくなったときは、速やかに中止届出書（様式第3号）を委員長に提出しなければならない。

2 委員長は、前項の届出を受けた場合は、奨励金の支給決定を取り消すことができる。

(状況報告等)

第8条 委員長は、支給事務の適正な実施を図るために必要があるときは、支給対象者に対し、就業状況その他必要な事項に関して報告を求め、又は実地調査をする。

(実績報告等)

第9条 支給対象者は、勤務開始日から起算して180日を経過した後に、当該年度の3月末日までに勤務実績等報告書(様式第4号)を委員長に提出しなければならない。

(奨励金の額の確定)

第10条 委員長は、前条の書類の内容を審査し、必要に応じて現地調査を行い、支給対象者の就業状況が奨励金の支給の決定の内容に適合すると認めるときは、奨励金の額を確定し、当該支給対象者に対し奨励金額確定通知書(様式第5号)により通知する。

(支給の時期)

第11条 奨励金の支給は、前条により奨励金の額を確定した後において行う。

(支給決定の取消し)

第12条 委員長は、支給対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、奨励金の支給決定を取り消すことができる。

- (1) 支給決定に係る勤務を中止したとき
- (2) 支給決定に係る勤務の中止を勤務先事業者を確認したとき
- (3) 偽りその他不正の手段により奨励金の支給を受けたとき
- (4) 前各号のほか、この要綱に違反したとき

2 前項の規定は、第10条の奨励金の額の確定があった後においても適用する。

3 委員長は、第1項の規定による取消しをするときは、支給対象者に対してその理由を示す。

(奨励金の返還)

第13条 委員長は、前条により奨励金の支給の決定を取り消した場合において、既に奨励金が支給されているときは、期限を定めてその返還を命ずることができる。

(書類の備付け)

第14条 支給対象者は、奨励金に関する書類について、支給日の属する年度の翌年度の初日から5年間保存しなければならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、奨励金の支給に関して必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月3日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

様式第1号

奨励金支給申請書

年 月 日

(宛先) 旭川空港新規路線就航支援事業実行委員会委員長

住 所

氏 名

勤務開始日から12月を超えて勤務を継続する意思があり、旭川空港業務就業継続奨励金の支給を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

1 勤務開始日 年 月 日

2 勤務先事業者

3 対象業務 保安検査業務 ・ 地上支援業務

4 勤務開始日から12月を超える日 年 月 日

5 対象業務経験年数 年 か月

6 奨励金申請額 金 円

7 添付書類

対象業務経験に係る雇用期間が証明できるもの(対象業務経験が3年間以上ある場合)

(勤務先事業者により記入)

上記のとおり勤務していることを認めます。

年 月 日

(事業者名)

(職・氏名)

印

様式第2号

奨励金支給決定通知書

年 月 日

様

旭川空港新規路線就航支援事業実行委員会
委員長

年 月 日付けで申請のあった旭川空港業務就業継続奨励金について、次のとおり支給を決定します。

1 支給決定額 金 円

2 支給の条件

- (1) 勤務開始日から12月を超えて勤務を継続すること。
- (2) 旭川空港業務就業継続奨励金支給要綱に規定する事項を遵守すること。

様式第3号

中止届出書

年 月 日

(宛先) 旭川空港新規路線就航支援事業実行委員会委員長

住 所

氏 名

年 月 日付けで支給決定を受けた旭川空港業務就業継続奨励金について、支給要件を満たさなくなったため、同奨励金支給要綱第7条第1項の規定に基づき次のとおり届出します。

- 1 奨励金支給決定額 金 円
- 2 中止理由

様式第4号

勤務実績等報告書

年 月 日

(宛先) 旭川空港新規路線就航支援事業実行委員会委員長

住 所

氏 名

年 月 日付けで支給決定を受けた旭川空港業務就業継続奨励金について、勤務開始日から12月を超えて勤務を継続する意思があるため、同奨励金支給要綱第9条の規定に基づき、次のとおり勤務実績等を報告します。

- 1 勤務開始日 年 月 日
- 2 勤務先事業者
- 3 対象業務 保安検査業務 ・ 地上支援業務
- 4 勤務開始日から12月を超える日 年 月 日

(勤務先事業者により記入)

上記の者は、勤務開始日から180日以上勤務を継続しており、退職の意思等が示されていないことを認めます。

年 月 日

(事業者名)

(職・氏名)

印

様式第 5 号

奨励金額確定通知書

年 月 日

様

旭川空港新規路線就航支援事業実行委員会
委員長

年 月 日付けで提出のあった勤務実績等報告書について、旭川空港業務就業
継続奨励金の額を次のとおり確定したので、同奨励金支給要綱第 10 条の規定により通知しま
す。

- | | | | |
|---|--------|---|---|
| 1 | 支給決定額 | 金 | 円 |
| 2 | 奨励金確定額 | 金 | 円 |